

事後評価調書(案)

I 事業概要						
事業名	林道事業(過疎山村地域代行林道事業)					
地区名	大島黒沢線					
事業箇所	新城市七郷一色 地内					
事業のあらまし	<p>林道大島黒沢線は、新城市の東部、静岡県との県境に近い旧鳳来町に位置し、県道「七郷一色名号線」と市道「黒沢鳴線」を結ぶ幹線林道である。</p> <p>本林道の利用区域は449haで、その森林資源構成はスギ、ヒノキの人工林が83%である。また本林道の利用区域は大島ダム(朝霧湖)の水源地にあたり、森林の持つ水源かん養機能などの公益的機能を維持増進する必要性が特に高い。</p> <p>そこで当地域の森林整備の効率性と林業生産性の向上を主な目的として本林道を開設した。</p> <p>平成8年度に国庫補助採択及び過疎地域自立促進特別措置法に基づく基幹道路の指定を受け、以降、県営により事業を実施し、平成23年度に竣工した。</p>					
事業目標	<p>【達成(主要)目標】 森林整備の推進</p> <p>林道を開設することにより、事業着工後、間伐等の森林整備を10年あたり利用区域面積(449ha)の10%(44.9ha)実施する。</p> <p>【副次目標】 (事前評価時に設定した場合、記載する) —</p>					
事業費	事業費		内訳			
	10.2億円		■工事費 10.2億円、 □用補費 億円、 □その他 億円			
事業期間	採択年度	平成 8年度	着工年度	平成 8年度	完成年度	平成 23年度
事業内容	林道開設 延長 8,028m 幅員 4.0m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】 森林整備は、平成17年度までの10年間に利用区域面積の15.3%にあたる68.8haを実施し、目標を達成している。その後も平成27年度までの10年間に113.8ha(25.3%)、計182.6ha(40.7%)の森林整備を実施している。</p> <p>【達成状況に対する評価】 利用区域内の森林整備が促進され、水源のかん養、二酸化炭素の吸収、土砂の流出防止など森林の持つ公益的機能が維持、増進された。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】 —</p> <p>【達成状況に対する評価】 —</p>				

②事業効果の発現状況	【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>事業採択時 (H8)</th> <th>再評価時点 (H17)</th> <th>実績 (H28)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">事業期間</th> <th>H8～H20</th> <th>H8～H23</th> <th>H8～H23</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">事業費 (億円)</td> <td>工事費</td> <td style="text-align: center;">14.5</td> <td style="text-align: center;">10.2</td> <td style="text-align: center;">10.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償費</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">14.5</td> <td style="text-align: center;">10.2</td> <td style="text-align: center;">10.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">効果の 算定 要因</td> <td>利用区域面積 (ha)</td> <td style="text-align: center;">449.0</td> <td style="text-align: center;">449.0</td> <td style="text-align: center;">449.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森林整備実施面積 (ha)</td> <td style="text-align: center;">(44.9/10年)</td> <td style="text-align: center;">68.8</td> <td style="text-align: center;">182.6</td> <td style="text-align: center;">年度末時点</td> </tr> </tbody> </table>							事業採択時 (H8)	再評価時点 (H17)	実績 (H28)	備考	事業期間		H8～H20	H8～H23	H8～H23		事業費 (億円)	工事費	14.5	10.2	10.2		用地補償費	-	-	-		その他	-	-	-		合計	14.5	10.2	10.2		効果の 算定 要因	利用区域面積 (ha)	449.0	449.0	449.0		森林整備実施面積 (ha)	(44.9/10年)	68.8	182.6	年度末時点
			事業採択時 (H8)	再評価時点 (H17)	実績 (H28)	備考																																											
	事業期間		H8～H20	H8～H23	H8～H23																																												
	事業費 (億円)	工事費	14.5	10.2	10.2																																												
		用地補償費	-	-	-																																												
		その他	-	-	-																																												
		合計	14.5	10.2	10.2																																												
	効果の 算定 要因	利用区域面積 (ha)	449.0	449.0	449.0																																												
		森林整備実施面積 (ha)	(44.9/10年)	68.8	182.6	年度末時点																																											
【事業期間に対する評価】																																																	
当初計画より事業期間が3年延伸し、効果発現が遅れたが、これは単年度当たりの事業予算額の減少によるものであり、やむを得ないと判断する。																																																	
【事業費に対する評価】																																																	
当初計画時に比べ事業費が4.3億円減少したが、これはルートの見直しと全体延長の短縮(800m)によるもので、事業効果の発現のために有効であると判断する。																																																	
【効果の算定要因に対する評価】																																																	
目標を超えた182.6haの森林整備が実施され、事業効果が得られたと判断する。																																																	
③事業実施による環境変化	林道開設に伴い森林整備が実施されたことにより、林木の健全な成長が促されるとともに、林内の下層植生の回復が進み、水源かん養機能など森林が持つ公益的機能が向上している。																																																
Ⅲ 対応方針（案）																																																	
今後の事後評価の必要性	事業目標は達成され、事業の有効性が認められることから、今後の事後評価の必要性はない。																																																
改善措置の必要性	事業目標が達成されたことから、改善措置の必要性はない。																																																
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法、施工プロセスにより施工しており、重大な問題も発生していないため、同種事業に反映すべき事項は特にない。																																																
Ⅳ 事業評価監視委員会の意見																																																	
Ⅴ 対応方針																																																	